役員報酬および費用に関する規程

令和元年10月4日改定
令和7年5月30日改訂

（目的）
第1条　この規程は、特定非営利活動法人かものはしプロジェクト定款第19条に基づき、役員及び監事の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）
第2条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
（1）役員とは、理事及び監事をいう。
（2）常勤理事とは、団体の日本・海外事務所もしくはそれに相当する活動拠点を主たる勤務場所とする者をいう。
（3）非常勤理事とは、常勤理事以外の理事をいう。
（4）報酬は、第3条に定める役員が受ける報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費等の経費とは明確に区分される。

（報酬の範囲）
第3条　理事長に対し、その職務の対価として月額役員報酬を支給することができる。
2．代表権をもたない理事および監事に対しては、役員報酬を支給しない。

（報酬の支払）
第4条　理事長の役員報酬は、従業員給与水準を考慮し、理事会で報酬額を決定する。

（報酬の支給日）
第5条　役員報酬は、毎月25日に前月分を支給する。支給日が休日に当たるときは、その前の金融機関営業日に支給する。

（非常勤理事の経費精算）
第6条　非常勤理事には下記の通り日当および交通費を実費支給する。
（1）出張日当
海外出張・日本国内出張規程に基づき支給する。また、総会、理事会等宿泊を伴わない役員業務遂行の際は、同規程に基づき宿泊を伴わない出張終了日と同額を支給する。
（2）交通費その他の諸経費
実費に基づき支給する。交通費については、主たる勤務場所もしくは自宅から団体が指定する場所までに要した実費とする。

（附則）
この規程の改廃は、理事会の決裁を経なければならない。

この規程は、平成26年2月11日より施行する。

書式第17号(法第55条関係)

特定非営利活動促進法第54条第２項第３号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人かものはしプロジェクト	事業年度	令和7年4月1日～令和8年3月31日

１ 資金に関する事項[①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

⑴ 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金　　額
受取会費	381,899,076円
受取寄附金	132,243,210 円
受取助成金	47,800,126 円
普及啓発事業収益	14,126,402 円
受取利息	369,973 円
為替差益	1,809,834 円
雑収益	1,445,160 円
	円
	円
合　　計	579,693,781 円

⑵ 借入金の明細

借　　入　　先	金　　額
なし	円
	円
	円
合　　計	円

⑶ その他

なし

※　丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第２項第３号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第１項各号に対応しています。以下同じです。

２　取引の内容に関する事項［③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項　イ　収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ

第一順位から第五順位までの取引　ロ　役員等との取引]

⑴ 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取 引 内 容 等
[redacted]		28,668,863円	人身売買加害者を処罰する仕組みづくりプログラムに対する助成金
		20,100,000円	寄付
		18,131,263円	人身売買加害者を処罰する仕組みづくりプログラムに対する助成金
		10,000,000円	寄付
		5,000,000円	寄付

⑵ 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取 引 内 容 等
[redacted]		40,596,606円	広告運用費
		32,261,350円	Web広告料
		25,000,000円	支払助成金
		21,101,043円	業務委託料
		17,334,477円	支払助成金

⑶ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引

イ　資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲　渡年月日	譲 渡 価 格	その他の取引条件等
なし				円	
				円	
				円	

				円	
				円	
				円	

ロ　資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ハ　役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
別紙参照					

3　寄附者に関する事項［④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日］

氏名	寄附金額	受領年月日
[redacted]	10,000円	2025/4/30
	10,000円	2025/5/31
	10,000円	2025/6/30
	10,000円	2025/7/31
	10,000円	2025/8/31
	10,000円	2025/9/30
	10,000円	2025/10/31
	4,000,000円	2025/11/30

[redacted]	10,000円	2025/11/30
	10,000円	2025/12/31
	10,000円	2026/1/31
	10,000円	2026/2/28
	10,000円	2026/3/31
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

4　役員等に対する報酬又は給与の状況［⑤イ　役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)、ロ　給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額］

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者(注1)(以下「役員等」という。)に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)

氏　　名	職 名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区　　分	支給期間等	支給金額
[redacted]			役員報酬	R7.4.1～ R.8.3.31	4,440,000円
			給与	R7.4.1～ R.8.3.31	7,695,288 円
			給与	R7.4.1～ R.8.3.31	[redacted]
			給与	R7.4.1～ R.8.3.31	

（注２）注１の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ　給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集計期間	2025年4月1日　～　2026年3月31日

給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
27人	113,690,073 円

5　支出した寄附金に関する事項［⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日］

支出先の名称等	住所等	支出年月日	支出金額	寄附の目的等
[redacted]		2025年4月21日	423,930円	インドTafteesh事業"
		2025年10月23日	1,012,206円	
		2026年1月27日	537,565円	
		2025年5月8日	1,034,396円	インドTafteesh事業
		2025年7月15日	10,503円	インドLeadership Next事業
		2025年8月12日	82,844円	インドTafteesh事業
		2025年9月26日	4,984,233円	
		2025年10月10日	1,006,878円	
		2025年12月19日	3,246,027円	
		2026年2月20日	6,969,596円	
		2025年4月22日	1,386,081円	インドTafteesh事業
		2025年4月11日	351,153円	インドLeadership Next事業
		2025年8月12日	17,356円	インドTafteesh事業
		2026年3月23日	981,750円	インドLeadership Next事業
		2025年7月31日	12,500,000円	Tafteesh予防事業
		2026年1月30日	12,500,000円	
		2025年5月30日	50,000円	日本 新規事業・種火支援 誰も取り残されない教室づくり研修会
		合　　計	42,841,613円	

6　海外への送金等に関する事項［⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日］

実　施　日	使　　途	金　　額
2025年4月3日	業務委託費(事業):[redacted]	808,652円
2025年4月3日	業務委託費(事業)[redacted]	130,201円
2025年4月3日	業務委託費(事業):[redacted]	1,162,829円
2025年4月4日	業務委託費(事業):[redacted]	663,850円
2025年4月7日	業務委託費(事業):[redacted]	99,956円
2025年4月10日	業務委託費(事業):[redacted]	100,800円
2025年4月10日	業務委託費(事業):[redacted]	745,843円
2025年4月10日	業務委託費(事業):[redacted]	656,064円
2025年4月11日	支払助成金(事業):[redacted]	351,153円
2025年4月14日	業務委託費(事業):[redacted]	51,288円
2025年4月21日	支払助成金(事業):[redacted]	423,930円
2025年4月22日	支払助成金(事業):[redacted]	1,386,081円
2025年4月24日	業務委託費(事業):[redacted]	976,347円
2025年4月24日	業務委託費(事業):[redacted]	6,646,368円
2025年4月28日	業務委託費(事業):[redacted]	300,675円
2025年4月28日	業務委託費(事業):[redacted]	294,364円
2025年4月30日	業務委託費(事業):[redacted]	117,980円
2025年4月30日	業務委託費(事業):[redacted]	1,663,240円
2025年4月30日	業務委託費(事業):[redacted]	100,240円
2025年4月30日	業務委託費(事業):[redacted]	291,412円
2025年4月30日	業務委託費(事業):[redacted]	125,300円
2025年4月30日	業務委託費(事業)[redacted]	2,883,534円
2025年5月1日	業務委託費(事業):[redacted]	234,097円
2025年5月1日	業務委託費(事業)[redacted]	3,260,079円
2025年5月2日	業務委託費(事業)[redacted]	121,848円

実　施　日	使　　途	金　　額
2025年5月7日	業務委託費(事業):[redacted]	8,332円
2025年5月7日	業務委託費(事業):[redacted]	279,593円
2025年5月8日	支払助成金(事業):[redacted]	1,034,396円
2025年5月13日	業務委託費(事業):[redacted]	359,147円
2025年5月16日	業務委託費(事業):[redacted]	84,816円
2025年5月23日	業務委託費(事業):[redacted]	380,477円
2025年5月26日	業務委託費(事業):[redacted]	5,898,246円
2025年5月27日	業務委託費(事業):[redacted]	232,976円
2025年5月29日	業務委託費(事業):[redacted]	333,807円
2025年5月29日	業務委託費(事業):[redacted]	1,497,640円
2025年6月2日	業務委託費(事業):[redacted]	86,880円
2025年6月5日	業務委託費(事業):[redacted]	125,300円
2025年6月5日	業務委託費(事業):[redacted]	93,031円
2025年6月12日	業務委託費(事業):[redacted]	89,595円
2025年6月12日	業務委託費(事業):[redacted]	130,320円
2025年6月19日	業務委託費(事業):[redacted]	708,484円
2025年6月24日	業務委託費(事業):[redacted]	976,249円
2025年6月26日	業務委託費(事業):[redacted]	1,779,493円
2025年6月27日	業務委託費(事業):[redacted]	138,750円
2025年7月1日	業務委託費(事業):[redacted]	180,862円
2025年7月2日	業務委託費(事業):[redacted]	126,698円
2025年7月2日	業務委託費(事業):[redacted]	110,522円
2025年7月15日	支払助成金(事業):[redacted]	10,503円
2025年7月17日	業務委託費(事業):[redacted]	407,793円
2025年7月18日	業務委託費(事業):[redacted]	141,750円

実　施　日	使　　途	金　　額
2025年7月22日	業務委託費(事業):[redacted]	2,092,900円
2025年7月22日	業務委託費(事業):[redacted]	77,280円
2025年7月23日	業務委託費(事業):[redacted]	595,852円
2025年7月31日	業務委託費(事業):[redacted]	1,677,505円
2025年7月31日	支払助成金(事業):[redacted]	12,500,000円
2025年8月1日	業務委託費(事業):[redacted]	141,000円
2025年8月12日	支払助成金(事業):[redacted]	82,844円
2025年8月12日	支払助成金(事業):[redacted]	17,356円
2025年8月12日	業務委託費(事業):[redacted]	129,500円
2025年8月12日	業務委託費(事業):[redacted]	186,825円
2025年8月12日	業務委託費(事業):[redacted]	370,000円
2025年8月13日	業務委託費(事業):[redacted]	23,444円
2025年8月25日	業務委託費(事業):[redacted]	76,020円
2025年8月25日	業務委託費(事業):[redacted]	602,585円
2025年8月26日	業務委託費(事業):[redacted]	148,212円
2025年8月28日	業務委託費(事業):[redacted]	146,834円
2025年8月28日	業務委託費(事業):[redacted]	1,124,017円
2025年9月4日	業務委託費(事業):[redacted]	123,804円
2025年9月8日	業務委託費(事業):[redacted]	511,669円
2025年9月11日	業務委託費(事業):[redacted]	707,890円
2025年9月12日	業務委託費(事業):[redacted]	22,670円
2025年9月18日	業務委託費(事業):[redacted]	2,042,613円
2025年9月19日	業務委託費(事業):[redacted]	221,848円
2025年9月25日	業務委託費(事業):[redacted]	4,218,378円
2025年9月25日	業務委託費(事業):[redacted]	1,158,015円

実　施　日	使　　途	金　　額
2025年9月26日	支払助成金(事業):[redacted]	4,984,233円
2025年9月26日	業務委託費(事業):[redacted]	267,689円
2025年9月30日	業務委託費(事業):[redacted]	88,807円
2025年10月3日	業務委託費(事業):[redacted]	75,180円
2025年10月3日	業務委託費(事業):[redacted]	69,957円
2025年10月3日	業務委託費(事業):[redacted]	75,180円
2025年10月10日	支払助成金(事業):[redacted]	1,006,878円
2025年10月14日	業務委託費(事業):[redacted]	195,765円
2025年10月23日	支払助成金(事業):[redacted]	1,012,206円
2025年10月23日	業務委託費(事業):[redacted]	142,500円
2025年10月31日	業務委託費(事業):[redacted]	280,581円
2025年10月31日	業務委託費(事業):[redacted]	46,247円
2025年11月7日	業務委託費(事業):[redacted]	1,172,724円
2025年11月10日	業務委託費(事業):[redacted]	275,690円
2025年11月10日	業務委託費(事業):[redacted]	133,000円
2025年11月18日	業務委託費(事業):[redacted]	203,487円
2025年11月21日	業務委託費(事業):[redacted]	2,201,732円
2025年11月21日	業務委託費(事業):[redacted]	3,417,094円
2025年11月21日	業務委託費(事業):[redacted]	119,829円
2025年11月28日	業務委託費(事業):[redacted]	343,132円
2025年12月1日	業務委託費(事業):[redacted]	1,334,509円
2025年12月3日	業務委託費(事業):[redacted]	280,581円
2025年12月3日	業務委託費(事業):[redacted]	64,569円
2025年12月3日	業務委託費(事業):[redacted]	95,657円
2025年12月12日	業務委託費(事業):[redacted]	10,525円

実　施　日	使　　途	金　　額
2025年12月19日	支払助成金(事業):[redacted]	3,246,027円
2025年12月19日	業務委託費(事業):[redacted]	280,581円
2025年12月19日	業務委託費(事業):[redacted]	957,909円
2026年1月6日	業務委託費(事業):[redacted]	285,000円
2026年1月7日	業務委託費(事業):[redacted]	76,000円
2026年1月9日	業務委託費(事業):[redacted]	3,356,617円
2026年1月9日	業務委託費(事業):[redacted]	2,162,762円
2026年1月21日	業務委託費(事業):[redacted]	514,757円
2026年1月27日	支払助成金(事業):[redacted]	537,565円
2026年1月30日	支払助成金(事業):[redacted]	12,500,000円
2026年1月30日	業務委託費(事業):[redacted]	138,460円
2026年1月30日	業務委託費(事業):[redacted]	936,647円
2026年2月10日	業務委託費(事業):[redacted]	75,200円
2026年2月10日	業務委託費(事業):[redacted]	15,510円
2026年2月10日	業務委託費(事業):[redacted]	137,871円
2026年2月13日	業務委託費(事業):[redacted]	511,908円
2026年2月20日	支払助成金(事業):[redacted]	6,969,596円
2026年2月27日	業務委託費(事業):[redacted]	1,020,734円
2026年3月17日	業務委託費(事業):[redacted]	280,582円
2026年3月23日	支払助成金(事業):[redacted]	981,750円
2026年3月27日	業務委託費(事業):[redacted]	74,400円
2026年3月27日	業務委託費(事業):[redacted]	927,111円

書式第７号（法第４４条･５１条･５８条関係）

認定基準等チェック表　（第３表）

（初葉）

法人名	特定非営利活動法人かものはしプロジェクト	ﾁｪｯｸ欄
３ 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ　役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ３分の１以下であること ⑴　役員及びその親族等 ⑵　特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ　各社員の表決権が平等であること ハ　会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記 録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ　支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと		✓

イ

区分	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合（②÷①）	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合（④÷①）
		①	②	③	④	⑤
ⓐ	令和７年４月１日～令和８年３月31日	7人	0人	0%	0人	0%
ⓑ	年　月　日～　年　月　日	人	人	%	人	%
ⓒ	年　月　日～　年　月　日	人	人	%	人	%
ⓓ	年　月　日～　年　月　日	人	人	%	人	%
ⓔ	年　月　日～　年　月　日	人	人	%	人	%
ⓕ	年　月　日～　年　月　日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

（注1）　各欄の人数等は、第３表付表１「役員の状況」から転記してください。
（注2）　③及び⑤については、小数点以下第２位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ

（注意事項）

- 認定基準等チェック表（第 3 表）は、法第 55 条第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

第３表（次葉）

ハ

項　　目	ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	[はい]・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	[はい]・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ

㊟　該当する項目を〇で囲み、監査証明書又は第３表付表２「帳簿組織の状況」を添付してください。

ニ

項　　目	ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・[無]	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

（注意事項）

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」（第３表）記載要領

項　　目	記　載　要　領	注　意　事　項
イの各欄	区分欄の「ⓐ～ⓕ」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第３表付表１「役員の状況」を記載して、「①」、「②」及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「〇」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「〇」で囲みます。 なお、「ⓐ」から「ⓕ」については、イに記載する各期間（「ⓐ」から「ⓕ」）を示したものです。	①　「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「〇」した場合には監査証明書を添付してください。 ②　「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「〇」した場合には、第３表付表２「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「〇」で囲みます。 なお、「ⓐ」から「ⓕ」については、イに記載する各期間（「ⓐ」から「ⓕ」）を示したものです。	

記載要領の補足

〇　二において、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

書式第8号(法第44条･51条･58条関係)

役員の状況

第３表付表１

法人名	特定非営利活動法人かものはしプロジェクト	ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時
役　員　数		7人	人	人	人	人	人	人
⑴　最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人
⑵　最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人

役　員　の　内　訳

氏　名	住　所	職名	続柄等	就任等の状況 ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時	就任・退任年月日
齋藤 早耶香	[redacted]	理事	[redacted]	○							平成16年9月22日就任
青木 健太		理事		○							平成16年9月22日就任
伊藤 健		理事		○							平成25年6月23日就任
横山 十祉子		理事		○							令和2年6月30日就任
大西 繭加		理事		○							令和6年6月30日就任
山本 龍太朗		理事		○							令和6年6月30日就任
橋本 純子		監事		○							令和4年6月30日就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

書式第9号(法第44条・51条・58条関係)

帳簿組織の状況　　第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人かものはしプロジェクト

伝 票 又 は 帳 簿 名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
現金出納帳	EXCEL使用 ルーズリーフ	随時	7年
総勘定元帳	会計ソフト(freee)使用 ルーズリーフ	随時	7年
仕訳日記帳	会計ソフト(freee)使用 ルーズリーフ	随時	7年
固定資産台帳	会計ソフト(freee)使用 ルーズリーフ	年1回	7年
給与台帳	給与計算ソフト(cells給与)使用 ルーズリーフ	月1回	7年
現金出納帳	EXCEL使用 ルーズリーフ	随時	7年

(記載要領)

・　「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
・　「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
・　「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
・　認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更
がないときは、添付を省略することができます。

書式第１０号（法第４４条･５１条･５８条関係）

認定基準等チェック表　（第４表）

（初葉）

法人名	特定非営利活動法人かものはしプロジェクト	チェック欄
		✔

４　事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること

イ　宗教活動又は政治活動等を行っていないこと

ロ　役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと

ハ　実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が８０%以上であること

ニ　実績判定期間における受入寄附金総額の７０%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること

イ

項　　目	ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・[無]	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・[無]	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・[無]	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項　　目	ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・[無]	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・[無]	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・[無]	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・[無]	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

（注意事項）

・　「認定基準等チェック表（第４表）」は、法第 55 条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第４表（次葉）」（ハ及びニ）の記載及び添付の必要はありません。

・　認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

書式第１３号（法第４４条･５１条･５８条関係）

認定基準等チェック表　（第５表）

法人名	特定非営利活動法人かものはしプロジェクト	ﾁｪｯｸ欄
5　次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること イ　特定非営利活動促進法第 28 条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの） ロ　各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ　寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ　役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ　収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ　助成の実績を記載した書類		✔

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 **※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。**	同　意	
	する	しない

イ	①　事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ②　役員名簿 ③　定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
ホ	次の事項を記載した書類 ①　収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ②　資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③　次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・　収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位５者との取引 ・　役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④　寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が 20 万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤　役員等に対する報酬又は給与の状況 a　役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（b に係る部分を除く。） b　給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥　支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦　海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し

（注意事項）

・認定基準等チェック表第５表は、法第 55 条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。

・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

書式第１４号（法第４４条･５１条･５８条関係）

認定基準等チェック表　（第６、７、８表）

法人名	特定非営利活動法人かものはしプロジェクト

認定基準等チェック表　（第６表）

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄

特定非営利活動促進法第 28 条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無

ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無

認定基準等チェック表　（第７表）

7　法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄
	✔

法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実
その他公益に反する事実の有無

ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無

注・認定基準等チェック表（第７表）は、法第 55 条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。

認定基準等チェック表　（第８表）

8　申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後１年を超える期間が経過していること	チェック欄

事業年度	月　日～　月　日	設立年月日	平成　年　月　日

(注意事項)

- 法第５５条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に当たっては、認定基準等チェック表（第６表及び第８表）は、記載する必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表（第６表及び第８表）の記載の必要はありません。また、法第５５条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

書式第１５号（法第４４条･５１条･５８条関係）

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人かものはしプロジェクト	チェック欄

認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 ✓

1　役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合

イ　認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前１年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から５年を経過しないもの

ロ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

ハ　特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等(注1)若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

二　暴力団の構成員等(注2)

2　認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から５年を経過しない法人

3　定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人

4　国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から３年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その４」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。

5　国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から３年を経過しない法人

6　次のいずれかに該当する法人

イ　暴力団

ロ　暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前１年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から５年を経過しない者の有無	有・[無]
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者の有無	有・[無]
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第 204 条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者の有無	有・[無]
二	暴力団の構成員等の有無	有・[無]

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から５年を経過しない法人	はい・[いいえ]

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・[いいえ]

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から３年を経過しない法人	はい・[いいえ]
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、**上記４に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その４」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること** （注１）その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること （注２）役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から３年を経過しない法人	はい・[いいえ]

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・[いいえ]
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・[いいえ]

（注意事項）

1　「刑法 204 条等」とは、刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条をいいます。

2　「暴力団の構成員等」とは、法第 12 条第 1 項第 3 号ロに規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含みます。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいいます。

賃 金 規 程

平成 20 年 5 月 1 日制定
平成 26 年 2 月 11 日改定
平成 27 年 5 月 22 日改定
平成 28 年 5 月 26 日改定
平成 29 年 3 月 31 日改定
令和元年 10 月 4 日改定
令和 4 年 11 月 25 日改定
令和 5 年 4 月 1 日改定
令和 6 年 5 月 31 日改定
令和 7 年 3 月 21 日改定
令和 7 年 5 月 30 日改定

第1章 総 則

（適用範囲）
第 1 条 この規程は、NPO 法人かものはしプロジェクト就業規程に基づき、職員の賃金および賞与について定めたものである。但し、ふたやすみ事業に従事する職員については、ふたやすみ職員就業規程に基づく。

（賃金の構成）
第 2 条 賃金の構成は以下のとおりとする。

●固定賃金 ・基本給
・業務手当
・役職手当
・リーダーシップ手当
・通勤手当

●変動賃金 ・時間外勤務手当
・法定休日勤務手当
・深夜勤務手当

（賃金計算期間および支払日）
第 3 条 賃金は、当月 1 日から起算し、当月末日を締め切りとした期間（以下、「賃金計算期間」という）について計算し、翌月 25 日に支払う。ただし、当該支払日が休日の場合はその前日に支払うものとする。
2．前項の規定にかかわらず、以下の各号の一に該当するときは職員（第1号については、その遺族）の請求により、賃金支払日の前であっても既往の労働に対する賃金を支払う。
①職員が死亡したとき
②職員が退職し、または解雇されたとき
③職員またはその収入によって生計を維持している者が結婚する、出産する、疾病する、災害を被る、または職員の収入によって生計を維持している者が死亡したため臨時に費用を必要とするとき
④前各号のほか、やむを得ない事情があると団体が認めたとき

（賃金の支払方法）
第 4 条 賃金は本人が指定する金融機関の口座への振り込みにより賃金を支給する。また、以下の各号に掲げるものについては賃金を支払うときに控除する。ただし、3）～5）については、被保険者に限る。
1）源泉所得税
2）住民税（市町村民税および都道府県民税）
3）雇用保険料
4）健康保険料（介護保険料を含む）
5）厚生年金保険料

6)団体の貸付金の当月返済分(本人の申し出による)
7)労使協定を締結したもの

(遅刻、早退または欠勤の賃金控除)
第 5 条　賃金の支払い形態が月給制の場合、遅刻、早退または欠勤により、所定労働時間の全部または一部を休業した場合は、以下の計算式によりその休業した時間に応じる賃金は支給しない。ただし、この規程または就業規程に別段の定めのある場合はこの限りでない。各種手当のうち通勤手当は欠勤の場合のみ計算に参入する。

①賃金計算期間において、欠勤 10 日未満の場合
以下の賃金を給与より控除して支給する。

$$\frac{\text{基本給＋各種手当}}{\text{1ヶ月平均所定労働時間(1ヶ月平均所定労働日)}} \times \text{欠勤時間数(欠勤日数)}$$

②賃金計算期間において、欠勤 10 日以上の場合
以下の賃金を日割り支給する。

$$\frac{\text{基本給＋各種手当}}{\text{1ヶ月平均所定労働時間(1ヶ月平均所定労働日)}} \times \text{出勤時間数(出勤日数)}$$

(中途入社または中途退職の賃金計算)
第 6 条　賃金の支払い形態が月給制の場合、賃金計算期間の中途に入社または退職した者に対する当該計算期間における賃金は、以下の計算式により日割り支給するものとする。

$$\frac{\text{基本給＋各種手当}}{\text{1ヶ月平均所定労働日数}} \times \text{出勤日数}$$

(月途中で賃金の変動があった場合の賃金計算)
第 7 条　賃金計算期間の途中において、手当(通勤手当以外)の支給または、その額を変更すべき事由が発生した場合には、その事実の生じた日の属する賃金計算期間の次の賃金計算期間から当該手当を支給、またはその額を変更する。なお、通勤手当は実費精算とする。

(休職期間中の賃金)
第 7 条　原則として、就業規則に規定する休職期間中は賃金を支給しない。ただし、団体が特に必要と認めた場合は基本給および業務手当を限度として支給することがある。

第2章　固定賃金

(基本給)
第 8 条　職員の基本給は月給制または時給制とし、団体と取り交わした労働条件書に基づき支給する。

(給与改定)
第 9 条　基本給及び諸手当等の給与改定及び昇格・降格は原則として毎年 4 月に行うものとする。ただし、団体の業績によっては、その時期を延期もしくは見送ることがある。なお、年度途中の役割の変更など、やむを得ない事情がある場合には、年度の途中であっても給与額を変更することがある。
2.以下の各号の一に該当する者については給与改定を保留することがある。
1)算定期間中の欠勤日数 30 日を超える者

2)就業規程により懲戒処分を受けた者
3)著しく技能が低い者、または勤務成績ならびに素行不良の者
3.団体は必要に応じ臨時の給与改定を行なうことがある。
4.給与は別に定める賃金テーブルにより、グレード、職務、役割、役職毎に金額や金額の下限と上限を定め、原則としてその範囲内において決定する。

(業務手当)
第 10 条 業務手当は、時間外労働および深夜労働の有無および時間数にかかわらず、業務実体上予測可能な範囲内で時間数および金額を労働条件通知書により明示し、固定の時間外労働手当および深夜労働手当として支払うものとする。なお、管理監督者の場合、基本給を業務手当込みの金額に設定しているため、深夜手当のみとする。また、兼任や特命業務を担うなどの場合、団体の承認を得、本人の承諾を得た上で業務手当を加減することとする。
2. 時給制のものは支給なしとする。
3. 業務手当は実際の時間外労働もしくは深夜労働が、労働条件通知書で明示された時間に達していなくても支給する。

(役職手当)
第 11 条 職員のうち、役割に応じて別途役職手当を支給する。また、理事長および副理事長に就任したもの、また事務局長に就任したものに対して、それぞれ理事手当、事務局長手当も別途支給する。

(リーダーシップ手当)
第 12 条 リーダーシップ手当は、次年度に見込まれる役割に応じて等級別に設定された範囲内で本人の申告を考慮して決定する。なお、リーダーシップ手当の付与は原則として新年度に見直しを行うものとするが、期中であっても変更の必要がある場合には本人と協議の上見直すことがある。

(通勤手当)
第 13 条 通勤手当として運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額を支給する。ただし、非課税枠を限度とする。
①公共交通機関を利用する者　　実費相当額、月額は所得税非課税の範囲で支給する
②自転車を利用する場合　　日額 200 円、月額 4,100 円を上限に支給する
*自宅から最寄駅まで徒歩 20 分程度(又は距離 2km)以上且つ駐輪場代等の実費が発生する場合のみ、通勤手当を支給する。
③マイカーを利用する場合　　所得税非課税の範囲で支給する。支給額の計算は次のように行う。

(自宅から職場までの片道距離×2)×マイカーによる出勤日数 ×ガソリン単価(円/1L)÷ 燃費

第3章　変動賃金

(割増賃金)
第 14 条 実際の時間外労働時間数および深夜労働時間数に基づいて第2項の規定により算出した割増賃金の額が第 10 条の業務手当を超過するときは、その超過額を割増賃金として、業務手当とは別に支給する。法定休日労働については、別途割増賃金を支給する。
2. 時間外、法定休日、深夜業務手当の計算は次のように行う。

【月給者】

時間外勤務手当	$\frac{\text{算定基準賃金(＊1)}}{\text{月平均所定労働時間}}$ ×1.25(＊2)×時間外労働時間数

法定休日勤務手当	算定基準賃金 ／ 月平均所定労働時間 ×1.35×法定休日労働時間数
深夜勤務手当	算定基準賃金 ／ 月平均所定労働時間 ×0.25×深夜労働時間数

＊1 算定基準賃金とは固定賃金から業務手当と通勤手当を除いたものをいう。
＊2 時間外勤務が月に 60 時間を超える場合は、その超えた時間の計算では 1.25 を 1.5 と読み替えて算出する。

【時給者】

時間外労働手当	時 給	×	1.25	×	時間外労働時間
法定休日手当	時 給	×	1.35	×	法定休日労働時間
深夜手当	時 給	×	0.25	×	深夜労働時間

4. 前項の規定により算出した割増賃金の額が業務手当を超過しないときは、業務手当を支給し、それ以外の割増賃金は支給しない。

第4章

(賞　　与)
第 15 条 賞与は年に 1-2 度、団体の目標達成率、経営状況、次年度の資金需要を査定して、団体が決定し支給する。ただし、業績によっては、賞与の額を縮小または見送ることがある。
2, 夏季賞与は 6 月 10 日、冬季賞与は 12 月 10 日に支給する。ただし、当該支払日が休日の場合はその前日に支払うものとする。
3. 受給対象は日本在住の全雇用職員とする。但し、受給条件を満たさない職員は対象外とする。

附則

＊第 14 条に定めるリーダーシップ手当は令和 5 年 6 月 1 日以降より運用開始する。
なお、運用開始時点のリーダーシップ手当額については、それ以前の給与額と担当職務を考慮し、団体が移行額を決定する。
この規程は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。

役務の提供　別紙

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対 価 の 額	その他の取引条件等
[redacted]		年次報告書印刷代の支払い	2025/6/30	1,158,546	請求書に基づく
		コーチング・ファシリテーション費の支払い	2025/4/30	132,000	請求書に基づく
		コーチング・ファシリテーション費の支払い	2025/5/30	44,000	請求書に基づく
		コーチング・ファシリテーション費の支払い	2025/6/30	44,000	請求書に基づく
		コーチング・ファシリテーション費の支払い	2025/7/31	110,000	請求書に基づく
		コーチング・ファシリテーション費の支払い	2025/8/29	33,000	請求書に基づく
		コーチング・ファシリテーション費の支払い	2025/9/30	33,000	請求書に基づく
		コーチング・ファシリテーション費の支払い	2025/10/31	44,000	請求書に基づく
		コーチング・ファシリテーション費の支払い	2025/11/28	71,500	請求書に基づく
		コーチング・ファシリテーション費の支払い	2025/12/26	66,000	請求書に基づく
		コーチング・ファシリテーション費の支払い	2026/1/30	44,000	請求書に基づく
		コーチング・ファシリテーション費の支払い	2026/2/27	66,000	請求書に基づく
		コーチング・ファシリテーション費の支払い	2026/3/31	176,000	請求書に基づく
		コーチング費の支払い	2025/5/30	115,501	請求書に基づく
		コーチング費の支払い	2025/6/30	132,000	請求書に基づく
		コーチング費の支払い	2025/7/31	82,501	請求書に基づく
		コーチング費の支払い	2025/8/29	49,501	請求書に基づく
		コーチング費の支払い	2025/9/30	82,501	請求書に基づく
		コーチング費の支払い	2025/10/31	49,501	請求書に基づく
		コーチング費の支払い	2025/11/28	66,001	請求書に基づく
		コーチング費の支払い	2025/12/26	49,501	請求書に基づく
		コーチング費の支払い	2026/1/30	66,000	請求書に基づく
		コーチング費の支払い	2026/2/27	33,000	請求書に基づく
		コーチング費の支払い	2026/3/31	82,501	請求書に基づく
		会費	2025/10/31	10,000	請求書に基づく